

議事要旨(3) 公共施設等運営権に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公共施設等運営権に関する会計処理の検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、藤澤専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

公共施設等運営権について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - プロフィットシェアリング条項に基づく支出額について、運営権対価とは性質が異なるものと整理して、支出の都度、費用として処理する事務局の提案に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 運営権対価が将来の業績等に連動する形式で定められる場合においても、公共施設等運営権の取得時に無形固定資産として計上する理由について、登録免許税の課税標準として運営権対価の合理的な見積りが行われるという点は、運営権対価の価格は一に定まり、固定価格と考えられる理由として記載した方が分かりやすいのではないか。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

更新投資について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 更新投資に関する会計処理については、複数の会計処理が並存することとなるため、運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法が明らかになるような注記は必要であると考ええる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 更新投資について、公共施設等運営権の取得時に資産及び負債を計上する場合の要件として、現在価値を負債として計上するためには、支出時期も合理的に見積ることができることも要件に記載する必要があるのではないか。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 減損会計基準等の適用に際しての資産のグルーピングに関して、ただし書きの規定の趣旨を確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 資産のグルーピングは原則として、公共施設等運営権の単位で行うこととした上で、管理会計上の区分等を考慮して、個々の公共施設等ごとに合理的な基準に基づき分割した公共施設等運営権の単位で行うこともできるという趣旨である。

以 上